

平成十九年九月二十一日提出  
質 問 第 四 二 二 号

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

インド洋における多国籍軍の海上阻止行動を巡る国連安保理決議に関する質問主意書

一 二〇〇七年九月十九日、国連安全保障理事会において、アフガニスタンにおいて展開されている国際治安支援部隊の任務を一年間延長し、我が国の海上自衛隊が給油等の形で参加している、米国が主導する対テロ作戦「不朽の自由」（以下、「OEF」という。）に基づくインド洋での海上阻止活動に対して、前文で謝意を盛り込む決議（以下、「決議」という。）が賛成十四、棄権一で採択されたと承知するが、「決議」に対する政府の評価如何。

二 「決議」が全会一致で採択されなかったこと及びその理由につき、外務省の見解を明らかにされたい。

三 「決議」が採択されるにあたって、政府は関係各国にどのような働きかけをしたか。

四 我が国の海上自衛隊がインド洋における給油活動等の形で参加している「OEF」は、国連安保理決議を受け、国連安保理の明確な承認を得たものであるか。確認を求める。

五 「決議」に関し、ロシアのチュルキン・国連大使が、「『OEF』は国連安保理の決議を受けたものではなく、国連の枠外で行われているものである」、「『決議』は国連の特定の加盟国の国内事情を優先させた結果採択されたものである」との発言（以下、「チュルキン発言」という。）をし、採択に際しても

棄権の意を表したと承知するが、「チュルキン発言」の内容を政府は承知しているか。

六 「チュルキン発言」に対する政府の評価如何。「チュルキン発言」にある、「国連の特定の加盟国」とは、我が国を指すものであると政府は認識しているか。

七 「決議」の採択にあたって、ロシアが棄権の意を表したことに對する政府の評価如何。

八 二〇〇七年九月二十日付の朝日新聞二面に、「決議分裂『日本のせい』 給油謝意 安保理各国に反感」との見出しで、「決議」採択にあたり、国連安保理で全会一致とならなかった原因は我が国にあるとして、安保理各国に我が国に対する反感が出ているとの記事が掲載されているが、右記事の内容は事実か。

九 八の記事の内容が事実ならば、それは我が国の国益にどのような影響を及ぼすか。政府の認識如何。右質問する。